

鳥取県労働移動受入奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、売上高や生産量の減少等に伴う人員削減により離職した者を正規雇用した事業主に鳥取県労働移動受入奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「正規雇用者」とは、雇用期間の定めのない雇用者であつて、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者をいう。

2 この要領において「部長等」とは、商工労働部長、商工労働部雇用人材局長又は商工労働部雇用人材局就業支援課長をいう。

(対象となる離職者の要件)

第3条 奨励金の対象となる離職者は、次の各号のいずれにも該当する離職者とする。

- (1) ハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センター又はその他の職業紹介事業者（以下「ハローワーク等」という。）に求職登録している離職者
- (2) 次条に規定する送出企業を離職した者（事業主都合（重責解雇を除く）により離職した者に限る）

(送出企業の要件)

第3条の2 送出企業は次の各号のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 公益財団法人産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている企業
 - (2) 第5条第1号の業種に該当する企業
 - (3) 次のいずれかに該当する企業
 - ア 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ概ね10%以上減少していること。
 - イ 雇用保険被保険者数の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて増加していないこと。
 - (4) 事業縮小等により30人以上の離職者を発生させる企業
- 2 前項の規定に限らず、次の各号のいずれかに該当する企業を送出企業とすることができる。
- (1) 前項の規定に基づき送出企業として認定される企業と関連する企業として商工労働部長が認めた企業で、前項第1号から第3号に該当する企業
 - (2) 緊急雇用対策会議において奨励金の対象とすることが認められた企業

(送出企業の要件確認等)

第4条 奨励金による離職者の移籍支援を受けようとする送出企業（以下「申出企業」という。）は、送出企業要件確認申出書（様式第1号）を県に提出するものとする。

- 2 部長等は、提出された送出企業要件確認申出書を基に、申出企業が第3条の2第1項又は第2項第1号に規定する送出企業の要件に該当しているか否かを判定し、その結果を、送出企業要件確認通知書（様式第2号）により申出企業、鳥取労働局及び公益財団法人産業雇用安定センターに通知する。
- 3 部長等は、必要があると認めるときは、送出企業要件確認申出書の記載内容等を確認するために、申出企業に対して書類の提出又は提示を求める場合がある。

4 前3項の規定にかかわらず、商工労働部長は、前条第2項第2号の規定に基づき送出企業の認定を行ったときは、送出企業認定通知書（様式第2号の2）により、鳥取労働局及び公益財団法人産業雇用安定センターに通知する。

（支給対象事業主の要件）

第5条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）が、次条に掲げる対象労働者を新たに正規雇用者として雇い入れ、及び雇入れの日から起算して6月以上継続して雇用した場合で、部長等の支給決定を受けた場合に予算の範囲内で当該対象事業主に対して支給するものとする。

（1）次のいずれかの業種に該当する事業主であること。

ア 別表に掲げる業種

イ その他商工労働部長が特に必要があると認めた業種

（2）雇用保険の適用事業の事業主であること。

（3）対象労働者を県内に所在する事業所で雇用した事業主であること。

（4）第3条に規定する要件に該当する離職者をハローワーク等の紹介により、対象労働者として雇い入れた事業主であること。

（5）送出企業の親会社、子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいう。）に該当しない事業主であること。

（6）貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県の要請により提出することができる事業主であること。

（対象労働者に係る要件）

第6条 奨励金の支給の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次のいずれにも該当する正規雇用者とする。

（1）県内に在住する正規雇用者

（2）平成24年12月19日以降に新たに雇い入れられた正規雇用者

（3）送出企業を離職した日から1年以内に対象事業主に雇用された正規雇用者

（4）6月を超えて対象事業主に雇用された正規雇用者

（5）送出企業を離職後に、対象事業主以外に正規雇用されていない者

（支給限度額）

第7条 奨励金の支給額は、対象労働者1人につき50万円を限度とし、雇入れの日から起算して6月を経過するごとに25万円ずつ支給する。

（対象労働者の正規雇用の報告）

第8条 対象労働者を新たに正規雇用した対象事業主は、雇入れの日から起算して1月以内に正規雇用報告書（様式第3号）を部長等に提出しなければならない。

（支給申請期間）

第9条 対象労働者に対する奨励金の支給の申請は、対象労働者の雇入れの日から起算して6月を経過した日及び1年を経過した日からそれぞれ6月以内に行うものとする。

(支給の申請方法)

第10条 奨励金の申請を行う対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、鳥取県労働移動受入奨励金支給申請書（対象労働者の雇用の日から6月経過後の申請は様式第4号、1年経過後の申請は様式第5号。以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて部長等に提出しなければならない。ただし、(1)、(2)、(3)イからエ及び(4)に規定する書類は、既に提出している場合においては、その後内容に変更があった場合に限り提出するものとする。

- (1) 対象労働者が送付企業を離職した際に交付された離職票又は解雇（予告）通知書等事業主都合による解雇であったことがわかる書類の写し
 - (2) ハローワークが発行した紹介状又は公益財団法人産業雇用安定センター、その他職業紹介事業者が発行した職業紹介証明書の写し
 - (3) 対象労働者に係る次のアからオまでに掲げる書類
 - ア 対象労働者個別表（1）（様式第6号）
 - イ 対象労働者個別表（2）（様式第6号の2）
 - ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - エ 勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書の写し
 - オ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し
 - (4) 対象労働者が雇用される事業所の就業規則の写し
 - (5) 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6月前の日から支給申請日までの期間に係る公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳（当該期間中に在職していた全ての者の情報が掲載されているものであること）
 - (6) 前各号の他、部長等が必要と認める書類
- 2 申請事業主は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の1及び第2号に基づき社会保険労務士等を選任し、奨励金等の申請書の作成及び申請の手続を代わって行わせることができるものとする。

(支給の決定等)

第11条 部長等は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

- 2 部長等は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。
- 3 部長等は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、鳥取県労働移動受入奨励金支給（不支給）決定通知書（支給の場合は様式第7号、不支給の場合は様式第8号）により、当該申請書を受理した日から60日以内に通知するものとする。
- 4 部長等は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(不支給要件)

第12条 対象事業主からの申請であっても、部長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。

- (1) 申請事業主が、対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6月前の日から奨励金の支給決定日までの間において、雇用する労働者で雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇した場合

(重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)は除く)

(2)対象労働者の雇入れの日の前日から起算して2年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実(故意又は重大な過失によるものに限る。)があると認められる場合

2 前項に定めるもののほか、次の各号に該当すると認められ、奨励金を支給することが適切でないと部長等が判断する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しないことができるものとする。

(1)賃金の支払が行われていない場合

(2)その他適正な雇用管理を行っていない場合

(3)労働者派遣契約又は請負契約(以下「労働者派遣契約等」という。)に基づき派遣労働者又は請負労働者(以下「派遣労働者等」という。)が行っていた業務を、自己が雇用する労働者に行わせるため、労働者派遣契約等を解除して対象労働者を新たに雇用した場合で、労働者派遣契約等の解除に伴い派遣労働者等が離職を余儀なくされた場合

(暴力団等の排除)

第13条 第11条の規定にかかわらず、部長等は、申請事業主が次の各号のいずれかに該当する場合、奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。

(1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2)暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3)暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(奨励金受給後の報告)

第14条 奨励金の支給を受けた事業主は、対象労働者を正規雇用した日から起算して1年6月を経過した日から起算して1月以内に、「鳥取県労働移動受入奨励金受給に係る報告書」(様式第9号)を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、対象労働者を正規雇用した日から起算して1年6月を経過する日以前に対象労働者が退職した場合は、対象労働者が退職した日から起算して1月以内に、前項に定める報告を提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第15条 部長等は、奨励金の支給を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県労働移動受入奨励金支給決定取消・返還通知書(様式第10号)により、当該対象事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

(1)偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合

(2)支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(3)対象労働者を雇入れた日から起算し1年6月を経過する日以前に事業主都合で解雇した場合

(調整)

第16条 申請事業主が同一の対象労働者について、県からの他の制度による類似の奨励金等を受けている場合は、奨励金を支給しないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途商工労働部長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成25年7月12日から施行する。

(経過措置)

第12条第2項第3号の規定は平成25年7月12日以前に正規雇用された対象労働者には適用しない。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成27年3月31日以前に対象労働者を正規雇用した対象事業主については、なお従前の例による。
- 平成27年3月31日以前に送出企業要件確認通知書等により送出企業認定された企業を離職した対象労働者については、次のとおり読み替えるものとする。

読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
第6条第3号	送出企業を離職した日から1年以内	送出企業を離職した日から平成28年3月31日まで

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成28年3月31日以前に対象労働者を正規雇用した対象事業主については、なお従前の例による。

別表（第3条、第5条関係）

	日本標準産業分類（中分類）	分類符号
対象となる業種	食料品製造業	9
	飲料・飼料製造業	10
	繊維工業	11
	木材・木製品製造業	12
	家具・装備品製造業	13
	パルプ・紙・紙加工品製造業	14
	化学工業(化学肥料・医薬品・塩製造業は除く)	16
	プラスチック製品製造業	18
	ゴム製品製造業	19
	鉄鋼業	22
	非鉄金属製造業	23
	金属製品製造業	24
	生産用機械器具製造業	26
	業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造、武器製造は除く）	27
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28
	電気機械器具製造業	29
	情報通信機械器具製造業	30
	輸送用機械器具製造業（船舶及び鉄道、航空機は除く）	31
	情報サービス業	39
	インターネット附随サービス業	40
	道路貨物運送業	44
	水運業	45
	倉庫業	47
	運輸に附帯するサービス業	48
	各種商品卸売業	50
	繊維・衣服等卸売業	51
	飲食料品卸売業	52
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53
	機械器具卸売業	54
	その他の卸売業	55
	学術・開発研究機関	71